

## 入間基地納涼祭売店募集要項

### 1 概要

埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地に所在する防衛省航空自衛隊入間基地において、令和6年7月24日（水）に行われる入間基地納涼祭に売店を出店し、運営を行う業者について、次のとおり募集する。

### 2 応募資格

以下のすべての項目を満たしていること。

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」のD等級以上若しくは同等の資格を有すること。
  - (2) 経営の状況又は信用度が極度に
  - (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
  - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
  - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
  - (7) 暴力団又は暴力団員及び（3）から（6）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
  - (8) 10に示す出店説明会に参加していること。
  - (9) 代表者（応募者本人）又は当日の販売責任者が、基地で行う調整会議等に容易に参加できる者であること。
  - (10) 募集要項に記載された内容及び（8）、（9）で示した説明会や調整会議等において、官側から示した注意、指示等を確実に遵守でき、かつ、それを確約できる者であること。
  - (11) 飲食販売のうち、キッチンカーによる出店の場合は「自動車による営業」、テントによる出店の場合は「特定の食品」について、埼玉県内における営業の許可をそれぞれ受けている者であること。
- ※ 上記の項目を満たしている場合でも過去に入間基地で行われた同種の行事において、官側の注意、指示等に従わなかった業者等は、応募を断る場合がある。

### 3 設置施設の所在地及び名称

埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 航空自衛隊入間基地納涼祭会場

#### 4 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

#### 5 設置期間

令和6年7月24日（水）

営業時間は別示する。ただし、荒天の場合は翌日25日（木）に順延する。さらに25日（木）が荒天の場合は中止となる。また、自衛隊の任務に関連して、開催がたい状況が発生した際には、変更又は中止なる場合がある。

#### 6 募集区分及び募集数

##### (1) 臨時売店会長・・・1者

業者決定後に結成される「臨時売店会」を代表者として取りまとめ、売店運営に必要な手続き及び基地側が指示した事項を行う。

業種は飲食、物販を問わないが、どちらか一つの業種による出店とする。

なお、細部は「12 臨時売店会長の資格及び業務」に示すとおりとする。

##### (2) 飲食販売・・・30者（テント20者、キッチンカー10者を予定）

来場者に提供する食品、飲料（酒類可）の販売

テント及びキッチンカーのいずれか一方の応募数が募集数に満たない場合は、残る一方の出店数を増やす等、出店数を調整する。

##### (4) 物品販売・・・6者

土産物、玩具、自衛隊グッズ等の物品の販売

#### 7 出店に係る機材、費用等

##### (1) 全出店者共通

出店に必要な敷地（5.4m×5.0m）に係る国有財産使用料は出店者が負担する。

国有財産使用料は臨時売店会長から指定された方法で指定された期限までに支払うこと。

なお、正当な理由なく期限までに支払せず、本行事の売店運営に支障を来すと判断した場合は出店停止とするとともに、次回以降の入間基地で行う公募に参加させない等の措置をとる場合がある。

##### (2) 飲食販売及び物品販売

使用するテント、机等については持参する。

##### (3) キッチンカーによる飲食販売

5.4m×5.0m内に車体全体が納まるキッチンカーのみ許可する。敷地内に駐車できる車は1台のみとする。

#### 8 応募手続き等

##### (1) 申請書等の提出

次の資料を19に示す担当者まで提出すること。郵送等の場合は期日までに必着とし、提出された書類は返却しない。また、行事の円滑な実施のために必要な場合、自治体、警察、消防及びその他関連機関等に内容（個人情報を含む。）を通知することがある。

## ア 提出書類

### (ア) 参加資格確認関係

- a 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し  
全省庁統一資格を有しない場合は、同等の資格を有することを証明するために次の書類を提出すること。  
なお、書類の内容を確認し、業務の運営能力が確認できない場合は、同等の資格を有していないものとする。
  - (a) 登記簿謄本（発行後3ヶ月以内のもの）  
個人である業者にあつては、戸籍抄本。外国人である場合は外国人登録証、難民認定証明書等の合法的に日本に居住していることを証明できる書類の写し。
  - (b) 財務諸表  
法人：直前の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、収支計算書、決算報告書等の全部  
個人：直前の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書の写し（白色申告は不可とする）。
  - (c) 直前の法人税又は所得税に関する納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの）  
法人：その3の3  
個人：その3の2
  - b 現状の業務が許可証を要する業種（飲食提供、古物取扱等）である場合は、許可権者の発行した営業許可書の写し。  
特に飲食販売のうちキッチンカーによる出店は「自動車による営業」の、テントによる出店は「特定の食品」の「埼玉県内一円」営業許可証の写し。
- ### (イ) 出店内容申告関係
- a 入間基地納涼祭出店申請書（別紙様式第1）
  - b 業務確約書（別紙様式第2）
  - c 入間基地納涼祭出店説明会参加登録票（別紙様式第3）
  - d 取扱品目表（別紙様式第4）
  - e 賠償責任保険の写し
- ### (ウ) 国有財産申請関係
- a 委任状（別紙様式第5）
  - b 誓約書及び役員名簿（北関東防衛局長宛）（別紙様式第6）
  - c 印鑑登録証（発行後3ヶ月以内のもの）

## イ 提出期限

令和6年5月22日（水）17時（必着）

※ 提出した書類に不備があつた場合は、提出していないものとみなす。また、書類の到着確認の問い合わせには応じられないので、書類到着を確認したい場合は、郵便追跡サービス等を利用して送付すること。

## (2) 応募者の失格

次のいずれかに該当した場合は、理由を問わず失格とする。

- ア 提出期限までに必要書類を提出しなかった場合（書類を提出したが、内容が不備であつた場合を含む。）
- イ 提出書類等が募集要項に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があつた場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があつたと認められる場合

- オ 国有財産使用料の出店に係る費用を支払期日までに支払わなかった場合
  - カ 入間基地で行われた過去の同種行事において問題を起こしている場合及び問題を起こしている者を売店従事者として参加させようとした場合
  - キ 募集要項に記載された内容及び説明会や調整会議等において、官側から示した注意、指示等に従わない場合（官側の是正指示に直ちに従わない場合を含む。）
  - ク 複数名義により二重に応募したと認められる場合
  - ケ その他、違反と認められる場合
- (3) 提出書類変更の禁止  
原則として、既に提出された書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）は認めないので、提出前に内容を確実に確認すること。

## 9 選定の方法

- (1) 不適格業者の排除  
前項に示す申請書、提出書類等により資力、信用、技能、運営能力等を十分調査し、提出書類の内容に不適切な点があった者及び失格事項のある者を排除する。
- (2) 臨時売店会長の選定  
書類選考及び面談等により選定する（面談の日程については別示）。
- (3) 出店業者の選定
  - ア 応募者数が募集数を超えない場合、運営業者として決定し、10に示す抽選会は出店場所のみの抽選となる。
  - イ 応募者数が募集数を超える場合、10に示す抽選会により、出店者及び出店場所を決定する。

## 10 説明会及び抽選会

- (1) 日時  
令和6年5月24日（金）10時(受付は9時30分から開始)
- (2) 場所  
航空自衛隊入間基地 第2厚生センター3階多目的ホール
- (3) 携行品  
募集要項（入間基地ウェブサイトからプリントアウトすること。）、顔写真付きの身分証明書（運転免許証等）  
※ プリントアウトできる環境にない場合は、担当者に連絡の上、「募集要項」及び「入間基地納涼祭出店説明会参加登録票の用紙」を入間基地で直接受領すること。
- (4) 説明会及び抽選会の参加  
本説明会に参加しない者は、行事に参加できないものとする。  
出席人数は応募者ごとに1名とし、入間基地納涼祭出店説明会参加登録票（別紙様式第3）に必要事項を記入し、8（1）イに示す締め切りまでに提出すること。

## 11 臨時売店会の結成

出店が確定した業者は臨時売店会を結成し、臨時売店会長の指示に従うこと。

## 12 臨時売店会長の資格及び業務

- (1) 資格
  - ア 50店舗程度の代表者として、野外出店を運営した経験がある。
  - イ 50店舗程度の出店業者から運営に係る費用等を徴収し、金融機関の預金口座

で適切に管理し、各種支払業務を遅滞なく実施できる。  
 ウ その他、基地側が指示した事項について、売店の代表者として責任を持って処置ができる。

## (2) 業務

臨時売店会長となった者は臨時売店会を取りまとめ、各出店業者からの委任に基づき次の事項を行うこと。

- ア 国有財産使用申請に関する手続きに関すること。
- イ 国有財産使用料の集金及び支払い等に関すること。
- ウ 行事が中止となった場合の連絡調整に関すること。
- エ その他担当者が指示した事項に関すること。

## 13 業者決定後の提出書類

出店者として決定された者は、次の書類を提出すること。郵送等の場合は期日までに必着とする。

なお、書類の到着確認の問い合わせには応じられないので、書類到着を確認したい場合は、郵便追跡サービス等を利用して送付すること。

### (1) 提出書類

#### ア 出店に係る書類

- (ア) 店舗平面図(テント) (別紙様式第7) ※テント出店者のみ
- (イ) 店舗平面図(キッチンカー) (別紙様式第8) ※キッチンカー出店者のみ
- (ウ) 使用火気器具一覧 (別紙様式第9) ※火気を使用する場合のみ。
- (エ) 腸内菌検索 (赤痢、サルモネラ、O157、腸チフス菌、パラチフス菌) 結果の正本 (写しは不可)  
 ※食品を販売する場合のみ。  
 令和6年6月以降のもので陰性等の結果が記載してあるもの。「検査済」だけでは結果が解らないため不可
- (オ) A4サイズの返信用封筒 (自社の郵便番号、住所、氏名を記入し210円切手を貼付したもの。)
- (カ) その他必要な書類として基地側が示すもの。

#### イ 入門に係る書類

- (ア) 入門許可申請書 (別紙様式第10)
- (イ) 入門者名簿及び証明書類 (別紙様式第11)  
 顔写真付の公的機関が発行した身分証明書の写し (運転免許証等) を添付すること。なお、マイナンバーカードを添付する場合は、マイナンバー部分が見えないよう処置してコピーすること。
- (ウ) 売店従事者一覧表 (別紙様式第12)
- (エ) 誓約書 (入間基地司令宛) (別紙様式第13)
- (オ) 基地乗入車両届 (別紙様式第14)

### (2) 提出先

申請書等の提出に同じ。

### (3) 提出期限

令和6年6月21日 (金) 17時(必着)

## 14 管理責任

- (1) 出店業者は、自らの責任において売店を管理し、火災、盗難、食中毒の予防及び

- 適正な排水等の維持について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意すること。
- (2) 出店業者は、本イベントの趣旨をよく理解し、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関する事等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負うこと。
  - (3) 暴力団、暴力団員及びそれらの関係者を売店の運営に参加させないこと。
  - (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に現に属する者を売店の運営に参加させないこと。
  - (5) 過去に入間基地で問題を起こした者を売店業務に参加させないこと。
  - (6) 各店の従業員は10名以内とする。
  - (7) その他、従業員の態度、言葉遣い等についても管理、指導すること。

#### 15 飲食取扱業者確認事項

食品営業許可取得時の条件を遵守し、食中毒予防に万全を期すこと。

#### 16 売店運用上の条件（業務仕様）

次に記載されている事項を遵守すること。違反した場合及び故意又は重大な過失により、基地側又は来場者に被害が発生、若しくは発生する恐れがある場合は直ちに業務を取消すとともに、次回以降、入間基地で実施する公募に参加できない場合がある。

- (1) 業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (2) 出店に伴う費用は出店者側の負担とする。また、行事が中止となった場合の損害は補償しない。売店の運用に伴い基地の施設等に損害を与えた場合は賠償の責を負うこと。
- (3) 出店決定後に自己の都合により出店しなかった場合は、次回以降、入間基地で実施する公募に参加できない場合がある。また、発生した費用の支払いは免除されない。
- (4) 別紙様式第11「入門者名簿」で事前に申請のあった者以外の売店業務従事は認めない。
- (5) 当日の車両（自動二輪、自転車含む。）の乗入は1店舗につき2台以内とし、事前の登録を要する。
- (6) 基地内における車両の走行速度は時速30キロを上限とする。
- (7) 営業で使用する電気は基地側から供給しない。必要な場合は発電機等を店舗ごとに用意すること。発動発電機を使用するには事前の登録が必要となる。
- (8) 水道は供給しない。
- (9) テントは出店者が用意する。サイズは3間×2間（5.4m×3.6m）とし、テント後方1.4mの範囲内に在庫品等を置くことができるものとする。
- (10) 賠償責任保険に加入すること。加入していない場合は、行事までに加入手続きを行い、写しを提出すること。
- (11) 物品販売において弾薬、爆薬等の模造品、ナイフ（ナイフ付コンビネーションツールを含む。）等の刃物、概ね1/1スケールのモデルガン等、蓄光、発光体として放射性同位元素を用いた製品全般については取り扱いを禁止する。その他の品目についても基地行事に相応しくないとと思われる物品については取り扱いを禁止することがある。
- (12) 各テントにゴミ箱を設置し、出店に際して発生したゴミ及び販売した商品の空き容器等は、持ち帰ること。

- (13) 缶、瓶及びペットボトル等、持ち帰れる形態の酒類の販売は認めない。酒類以外の飲料水等についてはペットボトル等の販売は可能だが、販売する場合はテント等内にリサイクルボックスを設置し、空ペットボトル等を回収すること。
- (14) 食品においては、原則、現地にて衛生的に加熱調理されたものを取り扱うものとする。
- (15) 食品の取扱いは、腸内菌検索で異常のなかった者に限る。また、金銭を取扱う方は、直接食品に触れないようにすること。
- (16) 仮設トイレ等のために設置された水の使用は一切禁止する。また、汁、スープ等を側溝等に捨てないこと。
- (17) 調理品を提供する場合は、床面にシートを敷いて、食品カスや油等が直接地面に落ちないようにすること。
- (18) 出店業者は、指定された場所で売店の運営を行うものとし、許可を受けていない施設へは立ち入らないこと。また、売店従事者の喫煙については、指定場所であるものとし、テント内での喫煙や歩行中、車両操作中の喫煙は不可とする。
- (19) 火気の使用については基地の定める防火・防災管理規則に従うこと。使用機材は許可を受けた物のみとし、事前の申請を要する。また、消火器（住宅用消火器、スプレー式は不可）についても必要数を設置すること。
- (20) 当日、防火点検を実施（基地消防、狭山消防署）するので、必ず責任者が立ち会うこと。なお、時間等細部は別に示す。
- (21) 販売の向きは、テント及びキッチンカーの前面のみで行うこと。テント及びキッチンカーの側面や後ろ側からの販売は入場者の通行の支障となり、人が密集し危険なため絶対にしないこと。
- (22) 出店業者は、商品の瑕疵等について、売会利用者又は基地側担当職員からの連絡を受けた場合は、誠意をもって即時に対応すること。
- (23) 出店業者は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、基地側担当職員に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、その指示（全商品の販売停止を含む。）に従うこと。
- (24) 出店業者は行事祭終了時刻になったら販売を止め、速やかに撤収作業を開始すること。
- (25) 器材等の撤収については、担当職員の指示に従うこと。なお、出店場所周辺の清掃を確実に実施すること。
- (26) 販売時、プラスチック製レジ袋の無料配布を禁止する。
- (27) 出店業者は売り上げについて、令和6年8月1日（木）17時（必着）までに「入間基地納涼祭売店売上報告書」（別紙様式第15）を提出すること。
- (28) 本要項に定めのない事項及び細部については、必要の都度示す。

## 17 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示することとなる。

## 18 個人情報に関すること

提出された書類等については、本募集に伴う業者選定及び売店運営に関してのみ使用し、それ以外の目的に使用することは一切ない。

**19 担当者（書類提出先及び問合せ先）**

〒350-1394 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地

航空自衛隊入間基地 業務隊厚生班 納涼祭売店担当 木下、芳賀

04-2953-6131（内線2782）

受付時間 平日午前9時から午後17時



入間基地納涼祭出店申請書

令和 年 月 日

入間基地司令 殿  
(売店担当者気付)

応募者 本社(店)所在地  
〒  
住所:  
TEL:  
商号又は名称  
代表者氏名

印

法人・個人の別 法人 ・ 個人  
担当者氏名:  
電 話:

私は、入間基地納涼祭への出店を希望するので、関連資料を添えて申請します。  
なお、この申請書、添付書類及び売店出店のために提出する全ての書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

応募する区分	希望するもの1ヶ所に○を記入する。
1 臨時売店会長	
2 飲食提供(テント)	
3 飲食提供(キッチンカー)	
4 物品販売	

- 注: 1 1応募者ごとにつき、1枚提出するものとする。  
2 商号又は名称、代表者、担当者氏名にふりがなを振り、登録印を使用すること。

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

入間基地司令 殿  
(売店担当者気付)

応募者 本社(店)所在地  
〒  
住所：  
TEL：  
商号又は名称  
代表者氏名

印

私は、「入間基地納涼祭」の売店応募に際し、募集要項及び説明会等で示された基地側からの指示を厳守し、適正に履行できることを確約いたします。

なお、私及び売店従事者が基地側からの指示に従わなかった場合は、入門や営業停止等、いかなる制限を受けることとなっても、異議は一切申し立てません。

次の枠の中に誓約内容を応募者本人が自筆すること。

署名欄

注：商号、代表者氏名にふりがなを振り、登録印を使用すること。

入間基地納涼祭出店説明会参加登録票

令和 年 月 日

応募者 本社（店）所在地  
〒  
住所  
TEL：  
商号又は名称  
代表者氏名



法人・個人の別 法人 ・ 個人  
担当者氏名：  
電 話：

令和6年5月24日（金）に行われる入間基地納涼祭出店説明会に参加したいので、以下のとおり申請します。

説明会に 参加する者	氏名	ふりがな
	住所	〒
	TEL	※確実に連絡の取れる番号を記入して下さい。
	代表者との関係	※本人、従業員等を記入してください。
販売品目 (いずれか一つに○をつける)	臨時売店会長・飲食テント・キッチンカー・物品販売 (複数は選択できません)	
当日の入門手段 (どちらか一方に○をつける)	車両 (正門) ・ 徒歩 (稲荷山門)	
車両で来る場合は、車種と車番を 記入して下さい。	例 トヨタ カローラ	所沢500 あ 1234
	車種	車番

- 注：1 原則、事前に登録した者、車両以外の入門はできません。また、入門は車両の場合は正門からのみ、徒歩の場合は稲荷山門からのみとなります。
- 2 商号又は名称、代表者、担当者氏名にふりがなを振ること。

取 扱 品 目 表

令和 年 月 日

入間基地司令 殿  
(売店担当者気付)

本社(店)所在地  
〒  
住所：  
TEL：  
商号又は名称  
代表者氏名

印

No.	商品名	規格等	販売価格(円)	販売予定数	仕入先
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

売上見込金額： \_\_\_\_\_ 円

注：登録印を使用すること。

委 任 状

令和 年 月 日

入間基地納涼祭  
臨時売店会長 殿

本社（店）所在地  
〒  
住所：  
TEL：  
商号又は名称  
代表者氏名

印

下記について委任します。  
ただし、使用許可書に付される全ての条件について遵守します。

記

- 1 入間基地納涼祭における行政財産（土地）使用許可の手続きについて
- 2 上記使用許可に関連する会計処理について

以上

注：商号又は名称、代表者氏名にふりがなを振り、登録印を使用すること。

## 誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は、第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

#### 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

#### 3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2)(1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

- ※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
- ※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長  
北関東防衛局長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地  
〒  
住所：  
TEL：  
商号又は名称  
代表者氏名

印

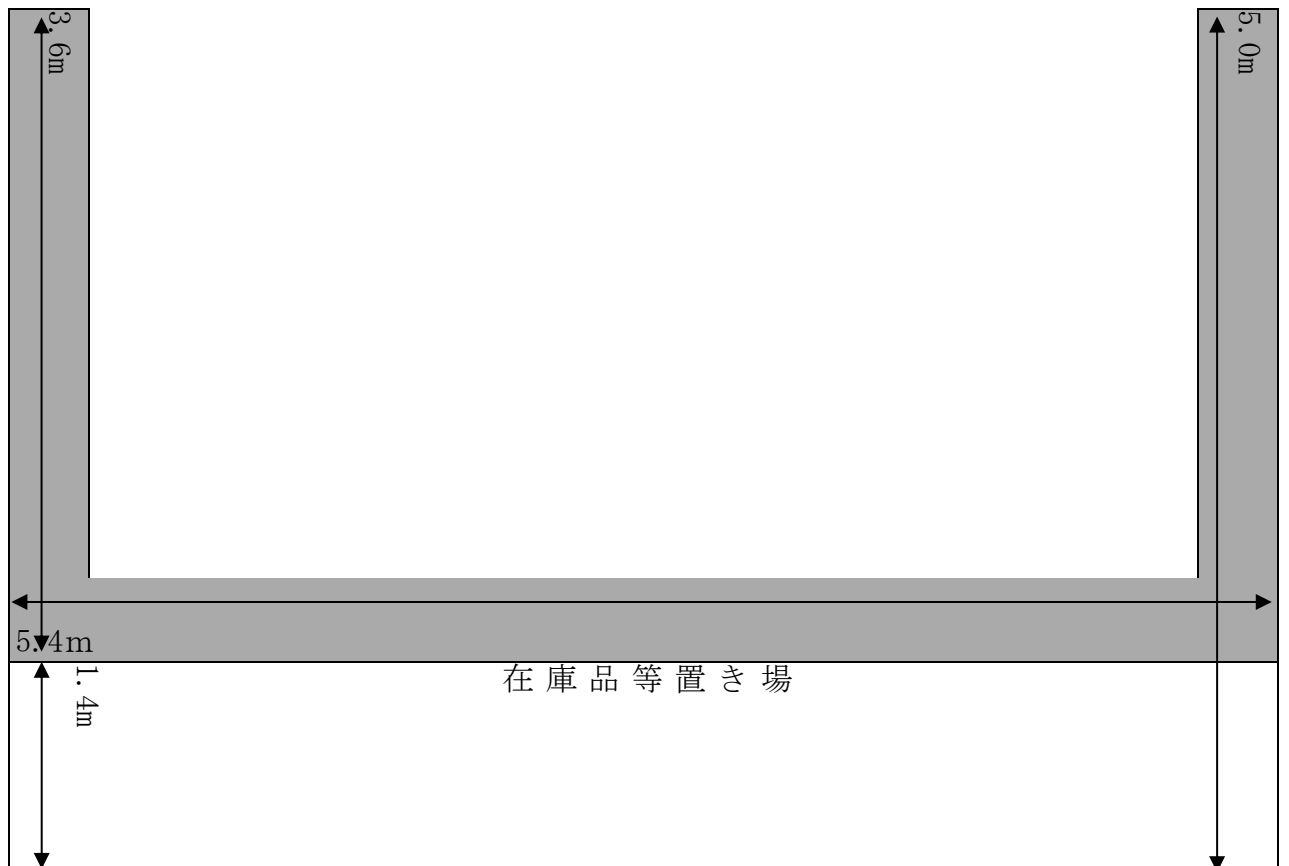




店番： \_\_\_\_\_ 会社名等： \_\_\_\_\_

店舗平面図（テント）

テント前面



注意事項

1 火気を使用する場合は、必ず火気的能力、数量に見合った消火器を備え、即時に使用できる位置に設置すること。また、数量等は別紙様式第9「使用火気器具一覧」と齟齬が無いようにすることとし、次に該当する消火器は認めない。

- (1) 耐用年数（製造から8年経過）を超えた消火器
- (2) 定期点検表示がなく有効期限の切れた消火器
- (3) スプレー式及び住宅用消火器
- (4) 安全弁や安全弁の封が外れている消火器

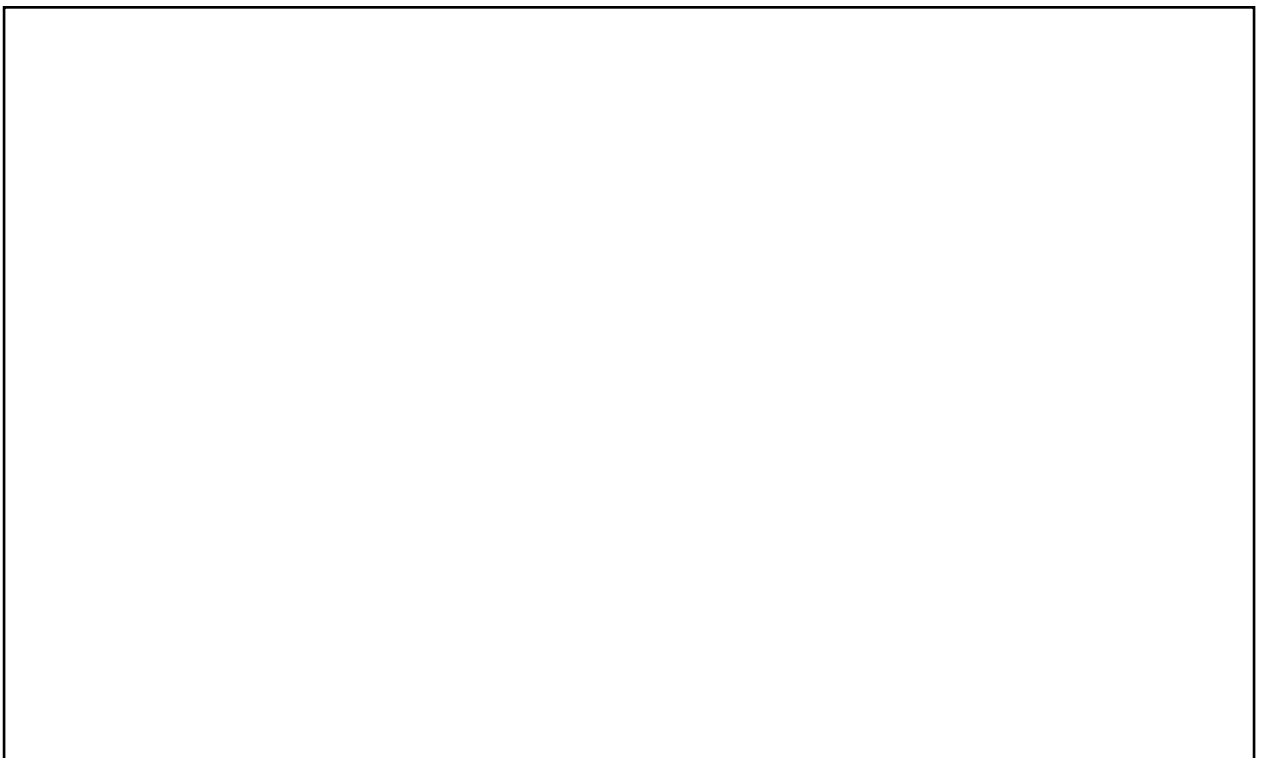
2 リースする場合の発動発電機についても記載すること。

3 引火及び飛び火に注意し配置すること。

店番： \_\_\_\_\_ 会社名等： \_\_\_\_\_

店舗平面図（キッチンカー）

キッチンカー図面  
（上から見た配置図）



- 1 火気を使用する場合は、必ず火気的能力、数量に見合った消火器を備え、即時に  
注意事項
- 1 火気を使用する場合は、必ず火気的能力、数量に見合った消火器を備え、即時に使用できる位置に設置すること。また、数量等は別紙様式第9「使用火気器具一覧」と齟齬が無いようにすることとし、次に該当する消火器は認めない。
  - （1）耐用年数（製造から8年経過）を超えた消火器
  - （2）定期点検表示がなく有効期限の切れた消火器
  - （3）スプレー式及び住宅用消火器
  - （4）安全弁や安全弁の封が外れている消火器
- 2 リースする場合の発動発電機についても記載すること。
- 3 引火及び飛び火に注意し配置すること。

店番

使用火気器具一覧

令和 年 月 日

入間基地司令 殿  
(売店担当者気付)

本社(店)所在地  
〒  
住所：  
TEL：  
商号又は名称  
代表者氏名

印

1 使用火気器具等

器具名	規格等	数量	使用する燃料

2 燃料等

種類	数量

3 使用する消火器の数(住宅用消火器、スプレー式は不可)

--

- 注：1 火気器具とは、気体、液体、固体、各種燃料を使用する器具で炎、火花を発生させるもの。若しくは、電気を熱源とする電熱器(トースター等を除く。)及び発熱部で可燃物に触れた場合に瞬時に着火する裸火をいう。
- 2 商号又は名称、代表者氏名にふりがなを振り、登録印を使用すること。

店番

入門許可申請書

令和 年 月 日

入間基地司令 殿  
(売店担当者気付)

本社(店)所在地  
〒  
住所：  
TEL：  
商号又は名称  
代表者氏名

印

下記理由により、入門を許可されたく入門者名簿及び誓約書を添えて申請いたします。

記

- 理由  
入間基地納涼祭における売店運営のため
- 入門期間  
令和6年7月24日(水)  
納涼祭が順延した場合は、令和6年7月25日(木)
- 入出門時刻  
09時00分以降入門      23時00分まで出門
- 通用門  
正門

私は、上記の申請に関して一切の責任を負うことを保証いたします。

保証人 住所  
氏名

印

注：商号又は名称、代表者氏名にふりがなを振り、登録印を使用すること。  
なお、保証人欄は私印とする。ただし、保証人が代表者の場合は登録印可とする。

入門者名簿

店番： \_\_\_\_\_ 会社名等： \_\_\_\_\_

No.	ふりがな 氏名	性別	生年月日	現住所	備考
1	責任者（保証人）				
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

- 注： 1 顔写真付の公的機関が発行した身分証明書（運転免許証等）の写しを添付すること。  
 2 行事当日だけのお手伝いやアルバイト等がある場合は、備考欄に「バイト等」と記入すること。  
 3 入門させる業務従事者は、売店運営に必要な最小限に抑えること。

店番： \_\_\_\_\_ 会社名等： \_\_\_\_\_

身分証明書を「別紙様式第 11 入門者名簿」に記載した順にコピーすること。

1	4
2	5
3	6

注： 1 記載内容に変更がある場合は、裏面もコピーすること。

2 マイナンバーカードを添付する場合は、マイナンバー部分が見えないよう処置してコピーすること。

売店従事者一覧表

店番：                      会社名等：

No.	ふりがな 氏名	生年月日 (年 齢)	現 住 所 (電話番号)	写 真
1				サイズ 横 2.5×縦 3.0
2				サイズ 横 2.5×縦 3.0
3				サイズ 横 2.5×縦 3.0
4				サイズ 横 2.5×縦 3.0
5				サイズ 横 2.5×縦 3.0
6				サイズ 横 2.5×縦 3.0

- 注：1 写真はカラーとすること。  
2 行が足りない場合は本用紙をコピーして使用すること。  
3 電話番号等の記入がない者は、入門を認めない。

店番

誓 約 書

令和 年 月 日

入間基地司令 殿  
(売店担当者気付)

本社(店)所在地

〒

住所：

TEL：

商号又は名称

印

代表者氏名

私は、入間基地納涼祭出店申請をするに当たり、入門が許可されましたならば、私を含め、私の監督責任下にある全員に下記事項を守らせること及びこれを守らなかった者に対して入門許可を取消されること並びに入門を拒否されることがあっても意義のないことを誓約いたします。

記

- 1 指定された門から入門すること。
- 2 入門に際しては必ず警衛所受付に立寄り、係員の指示を受け、これに従うこと。
- 3 入門後、売店への往復は寄り道をせず直行し、途中は交通法規、交通道德を守ること。
- 4 許可された行動区域外に出ないこと。
- 5 基地内においては基地司令の許可なく火気を使用しないこと。
- 6 火気の使用にあたっては、周囲及び使用火気の状態に応じ消火器等を備え、次の各号を考慮し安全な状態において使用すること。
  - (1) 引火及び飛散に注意すること。
  - (2) 使用中監視を怠らないこと。
  - (3) 危険物及び爆発物を燃やさないこと。
  - (4) 使用後は必ず確実に消火し、安全を確認すること。
- 7 喫煙は指定の場所ですること。
- 8 基地内でもめ事を起こさないこと。
- 9 基地内施設は許可なく撮影及び録音しないこと。
- 10 使用する車両は、出入門の都度係員の点検を受けること。
- 11 出門は入門した門からとする。
- 12 その他警衛隊員等の指示に従うこと。

注：商号又は名称、代表者氏名にふりがなを振り、登録印を使用すること。



店番

基地乗入車両届

令和 年 月 日

入間基地司令 殿  
(売店担当者気付)

本社(店)所在地  
〒  
住所：  
TEL：  
商号又は名称  
代表者氏名



	車両1		車両2	
車種名				
登録番号				
車両の色				
車両の大きさ	長さ (      m) × 幅 (      m)		長さ (      m) × 幅 (      m)	
その他特徴等				
入門者	氏名	連絡先	氏名	連絡先
運転者				

- 注：1 車両は各店舗2台までとし、指定された駐車場所に駐車すること。  
 2 連絡先欄には行事当日に会場等で直接連絡が取れる電話番号(携帯電話番号)を記入すること。  
 3 本届出で登録された車両以外は入門できないので注意すること(直前の車両変更は認めない)。  
 4 記入は車検証記載のとおり記入すること。  
 5 商号又は名称、代表者氏名にふりがなを振り、登録印を使用すること。

店番

入間基地納涼祭売店売上報告書

令和 年 月 日

入間基地司令 殿  
(売店担当者気付)

本社(店)所在地  
〒  
住所：  
TEL：  
商号又は名称  
代表者氏名



以下のとおり売上金額がありましたので報告します。

商品名	販売価格	販売数	売上金額
合 計			

- 注：1 FAX不可。持参又は郵送すること。  
商品名欄及び販売価格欄は、別紙様式第4「取扱品目表」に合わせること。  
2 商号又は名称、代表者氏名にふりがなを振り、登録印を使用すること。